

令和6年度

けん ぼう しゅう かん

ソレイユプラザなごや
かい かん しゅうねんきねん
開館10周年記念

憲法週間 記念行事

当日先着順
参加費無料

人権講演会 「今の私がポジティブでいられる理由」

どようび
5月25日 土

14:00~

(開場13:30 / 講演時間90分)

講師

お笑いタレント

かわ むら え み こ

川村 エミコ さん



「世界の果てまでイッテQ!」や「スイッチ!」などに出演している、お笑いコンビ「たんぼぼ」の川村エミコさんに、実際に体験した、いやな思い出エピソードをもとに、時を経て学んだこと、今の私が輝いていると感じられる理由などご講演いただきます。

●手話通訳・要約筆記あり

川村エミコさんに質問しよう!

川村エミコさんに聞いてみたいことを事前に募集します! ご本人が当日会場でお答えします。(5月10日(金)メ)

※時間の都合上、すべての質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

質問はこちらから↓



第1部 映画「破戒」

は かい

にちようび
5月26日 日

第1部 10:00~

(開場9:30 / 上映時間119分)

第2部 14:00~

(開場13:30 / 上映時間110分)

※作品ごとの入替制です

※日本語音声ガイド…

映画のシーンに合わせて、情景描写などストーリーに必要な情報を伝える音声セリフ同様に会場内流れます。あらかじめご了承ください。

亡き父の戒めで被差別部落出身であることを隠し、地元を離れた土地で小学校の教員になった主人公の苦しみと葛藤、その人生を描く、部落差別をテーマとした島崎藤村不朽の名作。

出演：間宮祥太郎、
石井杏奈、
矢本悠馬 他

●日本語字幕あり、
日本語音声ガイド付き



©全国水平社創立100周年記念映画製作委員会

第2部 映画「こんにちは、母さん」

かあ

現代の東京・下町に生きる家族が織りなす人間模様を描いた人情ドラマ。変わりゆく令和の時代に、いつまでも変わらない「家族」の様子を描いた作品。

出演：吉永小百合、
大泉洋、
永野芽郁 他

●日本語字幕あり



©2023「こんにちは、母さん」製作委員会

定員 各回 750名 (当日先着順)

対象

市内在住・在勤・在学の方

会場

鯉城ホール

※詳細は裏面をご確認ください

問い合わせ



なごや人権啓発センター

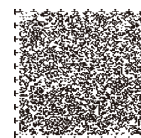
ソレイユプラザなごや

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ12階
休館日：月曜日(休日の場合はその直後の平日) / 開館時間：午前9時~午後5時
☎052-684-7017 / FAX052-684-7018
E-mail a6847017@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

Website



X (旧 Twitter)



このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。

主催：名古屋市・名古屋市教育委員会・愛知人権啓発活動ネットワーク協議会

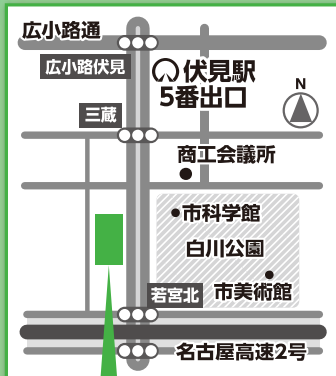


なごや人権啓発センター

ソレイユプラザなごや は、平成26年5月に開館し、今年で開館10周年を迎えました！

ソレイユプラザなごやでは市民の皆さま一人ひとりが人権問題を身近に感じ、行動できるきっかけとなるよう、様々なイベントを開催しています。また、車いす体験や高齢者、妊婦などの様々な立場の人の擬似体験ができます。みて、ふれて、体験して、楽しく人権について学べる施設です。ぜひ、ご家族でお越しください。

憲法週間記念行事について



伏見
ライブ
プラザ
5階 鯨城ホール
12階 なごや人権啓発センター
ソレイユプラザなごや

●定員：各回 **750** 名（当日先着順）

※満員になった場合は、入場をお断りさせていただきます。

※26日（日）は、作品ごとの入れ替え制です。お荷物はすべて持ってご退場ください。

●費用：無料

●対象：市内在住・在勤・在学の方

●会場：鯨城ホール（中区栄一丁目 23-13 伏見ライブプラザ 5階）

〈アクセス〉地下鉄「伏見駅」5番出口より南へ350m

★駐輪場・駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。

※中止の場合、ソレイユプラザなごや公式ウェブサイト、名古屋おしえてダイヤルでお知らせします。

※ご参加にあたり、配慮が必要な方はあらかじめ申し出ください。

※時間や内容は予告なく変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

※館内での飲食は遠慮ください。

5月1日(水)～7日(火)は憲法週間です。

1947年5月3日に、日本国憲法が施行されました。施行日である5月3日は憲法記念日とされ、その日を中心とする5月1日から7日の一週間は「憲法週間」と定められています。憲法の基本理念のひとつとして、「基本的人権の尊重」があります。私たちは、普段からお互いの人権を尊重し合っているのでしょうか。憲法週間をきっかけに人権について考えてみませんか。

様々な差別の解消に向け制定された法律

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 平成28年4月1日施行

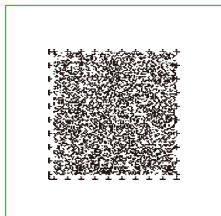
「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求め、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 平成28年6月3日施行

不当な差別的言動は許されないことを宣言し、人権教育と人権啓発などを通じて、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することとしています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」 平成28年12月16日施行

現在も部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、この差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。



このチラシには、音声コードが印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、音声で聞くことができます。

人権相談窓口
の
ご案内

法務省「みんなの人権110番」(全国共通人権相談ダイヤル)

☎0570-003-110 (平日午前8時30分から午後5時15分まで)

※「インターネット人権相談」のメールやLINEでも相談可能です。

このほか、なごや人権啓発センター「ソレイユプラザ」(052-684-7017)でも人権問題に関する一般的な相談を受け付けています。